

決

議

昨年から今年にかけ、東北地方太平洋沖地震、新潟・福島の豪雨、紀伊半島の台風12号被害などの自然災害のほか、未だ収束の道が見えない福島第一原発事故や電力問題、震災後のガレキ処理など、日本全国において災害が大きな影響を与えた。

まさに国難と称すべき状況下において、国をあげた復興への取組みは言をまたないが、幾多の災害を乗り越えて先人が築いてきた国土のさらなる発展をめざすためには、地震、津波、台風、豪雪などわが国の厳しい自然条件を改めて再認識し、全国的な防災対策に一層努めていく必要がある。

道路は、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を実現する社会資本であると同時に、災害時には物流や医療等国民生活を守る生命線として機能する不可欠な施設である。

全国に残されている真に必要な道路を着実に整備しネットワーク化を図ることこそが、災害に強い強靭な国土の再構築を推進する鍵であり、さらには依然として低迷を続ける日本経済の活力を取り戻す原動力ともなる。

このような状況を踏まえ、今後の道路整備のあり方に対し、次の項目を強く要望するものである。

一、都市における喫緊の課題である交通渋滞解消を推進し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るとともに、災害時の広域的な救援・支援活動等を支えるため、環状道路など幹線道路ネットワークの整備や連続立体交差事業などを積極的に推進すること。

一、災害時において地域間の緊急輸送道路や住民の避難路として寄与するなど、防災上の整備効果が高い街路整備を重点的に推進すること。

一、良好な居住環境の確保、地域活性化を実現するため、高い整備効果が期待される街路整備や公共交通への支援をより一層促進すること。

一、被災地の速やかな復旧・復興とともに、全国で必要な街路整備が計画的かつ安定的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金等により必要な財源を確保すること。なお、市町村分への導入など社会資本整備総合交付金の一括交付金化については、慎重に取り組むこと。

右決議する。

平成二十四年六月六日